

雇用サポート ネットワーク

2023. 4 月号

発行 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

企業支援業務部門

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 別館 1 階

TEL 048-827-0540

ニュース

「障害者雇用を企業のカへ」



企業支援業務
部門長
吉原市郎

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター（前埼玉県障害者雇用サポートセンター）は、埼玉県が平成十九年度に設置、多くの皆さまのお力添えをいただき、おかげさまで、この春十七年目を迎えることができました。私たちは設置以来、一貫して企業支援の視点を中心に据え、企業で障害者雇用に携わったスタッフを中心に、精神障害の専門家である精神保健福祉士を加え、万全の態勢で、企業の障害者雇用を応援いたします。

昨年十二月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法

律」が成立、公布されました。これら改正に伴い障害者雇用に関わる重要な数字が変更となりましたので、ご案内いたします。

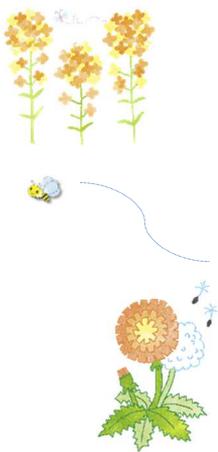
一点目は、法定雇用率の引き上げです。現在二・三%となっておりませんが、令和六年四月より二・五%、令和八年七月に二・七%となります。

二点目は、除外率の引き下げです。令和七年四月より除外率設定業種毎に一〇ポイントずつ引き下げられます。

三点目は、短時間雇用の算定方式の変更です。令和五年四月より、精神障害者の週所定労働時間二〇時間以上三〇時間未満の雇用について、当面の間、一・〇カウントとして算定できるようになります。また、令和六年四月からは、重度障害者および精神障害者について、週所定労働時間一〇時間以上二十時間未満の雇用にあたり、〇・五カウントとして算定できるようになります。

私たちサポートセンター企業支援部門は、今回の改正のポイントである週所定労働時間二〇時間未満の障害者雇用を推進するため、社内コンセンサスの醸成から雇用受け入れ準備、作業環境・雇用管理の改善、シヨブコーチ利用の提案、関係機関の連携調整等で、職場定着を目指し、専任コーディネーターがお手伝いいたしますので、お任せください。

法定雇用率の達成はもとより、企業の皆さまが障害者を雇用して良かった、職場が明るくなった、生産性が向上した、評判が良くなった等、「障害者雇用を企業のカへ」することを目標に、さらに支援を進めてまいります。障害者雇用拡大と職場定着の向上に一層注力してまいりますので、関係機関の皆様におかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。



企業支援アドバイザーチーム

障害者雇用を進める際の不安や悩みをお持ちの企業の皆様に、障害者雇用の第一線で活躍してきた企業支援アドバイザーが業務の切り出し（障害のある人が行う業務の検討）や障害者雇用企業の見学、障害者雇用への理解を深めるための研修会の開催等を通じて専門的な助言やご提案を行い、雇用を円滑に進められるようご支援します。まずはお気軽にご相談下さい。



企業支援アドバイザーと事務スタッフ

精神障害者就業促進チーム

今年度はこの十名で、精神障害者の受入企業の拡大と就業環境の調

整、雇用の安定を図る業務を進めてまいります。

精神保健福祉士は専門的な立場からご相談に対応してまいります。お気軽にお問い合わせくださいませ。



精神障害者就業促進スタッフ

障害者雇用チャレンジ推進チーム

「障害者雇用開拓・チャレンジ体験業務」として、県内企業で雇用経験の少ない事業所に、短期雇用体験を通して障害者への理解を深めて頂いています。また、障害のある方で就業の機会がなかった方に参加して頂き、多くの方の雇用に繋がっています。

三〜五日間の短期雇用体験と伴

走型パッケージの二〜五日間の短時間の体験を提供、推進員が支援機関の支援者と共に体験を優しく、笑顔でサポートします。

企業伴走型パッケージ雇用支援チーム

今年度は、コーディネーター四人とジョブコーチ一名の体制で進めてまいります。

令和六年四月より、重度障害者及び精神障害者を週一〇時間以上二〇時間未満で雇用した場合、〇・五人として算定できるようにするため、制度改正の案内を含め、企業の皆様の障害者雇用のお手伝いをさせていただきます。



障害者雇用チャレンジ推進・企業伴走型パッケージ雇用支援スタッフ

ソーシャルインクルージョンの実現に向けたスーパービジョンを担当



スーパーバイザー
埼玉県立大学名誉教授
朝日 雅也

お知らせ

当サポートセンターでは、障害者雇用をしたい企業の方を対象に、セミナーや見学会、情報交換会などを開催しています。ホームページに案内等を掲載いたします。また、現在一三三社の支援事例を掲載しています。

左記のQRコードからサポートセンター企業支援業務部門ホームページに入り、是非一度ご覧くださいませようお願いいたします。

